

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| 部 課 室 等 名 | 市民環境部 市民協働課 | |
| 許 認 可 等 名 | 徳島市津田コミュニティセンターの施設等の利用の承諾 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市地区コミュニティセンター条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第5条第1項 | |
| 連 絡 先 | 津田コミュニティ協議会(電話 662-0599) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>【その他】 ロビーの利用料金は無料とする。ただし、通常の会議に利用することは認めない。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 | 総日数 即日～5日(休日を除く) |
| | (設定しないものについてはその理由) | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |